Ｋ６１４　血管移植術、バイパス移植術
　　１　大動脈　70,700点
　　２　胸腔内動脈　64,050点
　　３　腹腔内動脈　56,560点
　　４　頭、頸部動脈　55,050点
　　５　下腿、足部動脈　62,670点
　　６　その他の動脈　30,290点
Ｋ６１５　血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔内血管等）
　　１　止血術　19,260点
　　２　選択的動脈化学塞栓術　18,220点
　　３　その他のもの　16,930点
Ｋ６１５－２　経皮的大動脈遮断術　1,390点
　　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
Ｋ６１６　四肢の血管拡張術・血栓除去術　20,540点
　　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１６－２　頸動脈球摘出術　10,800点
Ｋ６１６－３　経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）　24,550点
　　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。
Ｋ６１６－４　経皮的シャント拡張術・血栓除去術　18,080点
　　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
（静脈）
Ｋ６１７　下肢静脈瘤 手術
　　１　抜去切除術　10,200点
　　２　硬化療法（一連として）　1,720点
　　３　高位結紮術　3,130点
Ｋ６１７－２　大伏在静脈抜去術　11,020点
Ｋ６１７－３　静脈瘤 切除術（下肢以外）　1,820点
Ｋ６１７－４　下肢静脈瘤 血管内焼灼 術　14,360点
　　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１７－５　内視鏡下下肢静脈瘤 不全穿通枝切離術　10,200点
　　注　手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
Ｋ６１８　中心静脈注射用植込型カテーテル設置
　　１　四肢に設置した場合　10,500点
　　２　頭頸部その他に設置した場合　10,800点
　　注１　６歳未満の乳幼児の場合は、300点を加算する。
　　２　使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。
Ｋ６１９　静脈血栓摘出術
　　１　開腹を伴うもの　22,070点
　　２　その他のもの（観血的なもの）　13,100点
Ｋ６１９－２　総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術　32,100点
Ｋ６２０　下大静脈フィルター留置術　10,160点
Ｋ６２０－２　下大静脈フィルター除去術　6,190点

Ｋ６２１　門脈体循環静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）　40,650点
Ｋ６２２　胸管内頸静脈吻合術　37,620点
Ｋ６２３　静脈形成術、吻合術
　　１　胸腔内静脈　25,200点
　　２　腹腔内静脈　25,200点
　　３　その他の静脈　16,140点
Ｋ６２３－２　脾腎静脈吻合術　21,220点
（リンパ管、リンパ節）
Ｋ６２４　削除
Ｋ６２５　リンパ管腫瘍摘出術
　　１　長径５センチメートル未満　10,910点
　　２　長径５センチメートル以上　16,390点
Ｋ６２６　リンパ節摘出術
　　１　長径３センチメートル未満　1,200点
　　２　長径３センチメートル以上　2,880点
Ｋ６２６－２　リンパ節膿瘍切開術　910点
Ｋ６２７　リンパ節群郭清術
　　１　顎下部又は舌下部（浅在性）　9,060点
　　２　頸部（深在性）　18,250点
　　３　鎖骨上窩及び下窩　12,050点
　　４　腋窩　17,750点
　　５　胸骨旁　18,250点
　　６　鼠径部及び股部　7,370点
　　７　後腹膜　37,620点
　　８　骨盤　24,360点
Ｋ６２７－２　腹腔鏡下骨盤内リンパ節群郭清術　28,460点
Ｋ６２７－３　腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術　26,460点
　　注　泌尿器がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。
Ｋ６２７－４　腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術　39,720点
　　注　精巣がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。
Ｋ６２８　リンパ管吻合術　34,450点
　　第９款　腹部
区分
（腹壁、ヘルニア）
Ｋ６２９　削除
Ｋ６３０　腹壁膿瘍切開術　1,270点
Ｋ６３１　腹壁瘻手術
　　１　腹壁に限局するもの　1,820点
　　２　腹腔に通ずるもの　8,390点
Ｋ６３２　腹壁腫瘍摘出術
　　１　形成手術を必要としない場合　4,310点
　　２　形成手術を必要とする場合　11,210点